

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 — 年次報告書（令和5年6月）の概要—
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	458号
刊行日	2023-7-11
頁	92-101
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230711.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和5年6月）の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 審査会の任務・権限
3. 審査会の活動経過
4. 調査における主な質疑
5. 主な指摘事項
6. おわりに

1. はじめに

令和5年6月2日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項¹に基づき、「年次報告書（令和5年6月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した。また、同月5日には、参議院本会議において審査会会長がその概要を報告した。

審査会は、行政における特定秘密²の保護に関



（出所）参議院事務局

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始し、年次報告書の決定は今回が8回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>〉（以下、最終アクセスは全て令5.6.15）

² 「特定秘密の保護に関する法律」（以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項において、行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であって（別表該当性）、（2）公になっていないもののうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている。

する制度³の運用を常時監視するために設置された常設の機関である。特定秘密を取り扱う保護措置⁴の一環として、審査会の会議は原則非公開とされ、会議録も公表されていない⁵。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会の年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されている。

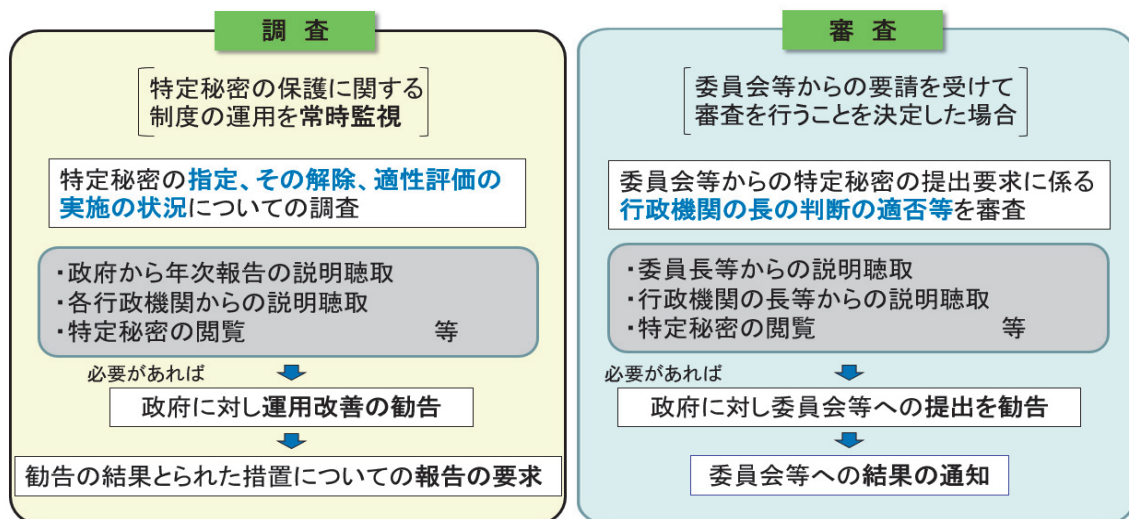
本報告書は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、本稿ではその概要説明を通じて、上記期間における審査会の活動経過を紹介することとしたい。

2. 審査会の任務・権限

(1) 審査会の任務

審査会は、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての「調査」と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を任務としている⁶。

図表1 審査会の「調査」と「審査」



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

³ 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、特定秘密の指定・解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価、罰則、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めている。このほか、同法の関係政令である「特定秘密の保護に関する法律施行令」（以下「特定秘密保護法施行令」という。）や、同法の統一的な運用を図るための「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）等が整備されている。

⁴ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

⁵ 審査会の会議は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で開かれる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、会長の互選や年次報告書の決定等の手続のみを行う場合は公開で開かれており、当日の審査会会議録はインターネット（国立国会図書館の国会会議録検索システム）で閲覧することができる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

⁶ 国会法第102条の13

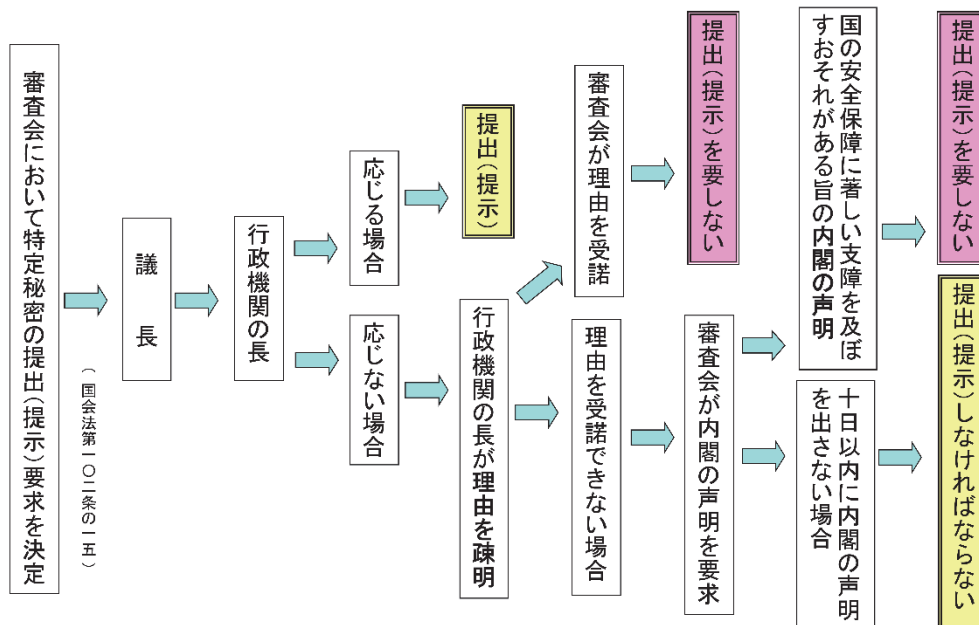
(2) 審査会の権限

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明が発出された場合等を除き、その求めに応じなければならないとされている⁷。

また、審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置についての報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている⁸。

これらの特定秘密の提出又は提示の要求、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を通じて行われる⁹。

図表2 審査会が政府に対し特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

3. 審査会の活動経過

審査会は、政府が毎年提出する「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の年次報告」という。）¹⁰を踏まえ、調査を進めている¹¹。

⁷ 国会法第102条の15第1項、第102条の17第2項等

⁸ 国会法第102条の16、第102条の17第5項

⁹ 審査会規程第20条、第21条

¹⁰ 政府は、毎年、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密保護法第19条）。

¹¹ 審査会は、政府から、特定秘密指定管理簿（特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの（特定秘密保護法施行令第3条。）、特定秘密指定書等（各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定した情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成する文書）の提出を受けている。

今回の調査では、まず、令和4年10月28日に、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する高市国务大臣から、政府の年次報告（令和4年6月）について概要説明を聴取した。続けて、11月2日には、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明¹²を聴取し、質疑を行うとともに、審査会の年次報告書（令和3年12月及び令和4年6月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、星野内閣府副大臣及び内閣官房（内閣情報調査室）に対し質疑を行った。また、内閣府独立公文書管理監¹³から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁴の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）¹⁵（令和4年6月）の概要説明を聴取し、質疑を行った。

令和5年2月2日には、令和4年12月に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案¹⁶が特定秘密保護法施行後初の漏えい事案であることを重く受け止め、防衛省（防衛政策局）から、特定秘密の管理について説明を聴取し¹⁷、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、本審査会として初めて、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨勧告するとともに、その結果とられた措置について報告を求めること（「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」）¹⁸を決定した。また、同日及び同月7日には、令和3年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関¹⁹から、当該行政機関における特定秘密の指定や適性評価の実施の状況について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、2月21日には、内閣衛星情報センター²⁰（東京都）への委員派遣を行い、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら、同センターの業務等に関する説明聴取等を行った。

4月19日には、まず、同月11日に防衛大臣から、参議院議長に対し、「防衛省における特

¹² 令和3年末時点で特定秘密を指定していない行政機関のうち、令和3年中に適性評価を実施した13の行政機関（内閣府、金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び環境省）における適性評価の実施の状況についての説明を含む。

¹³ 特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に設置された。

¹⁴ 行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1（3））。

¹⁵ 内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとされている（運用基準V5（1）オ）。

¹⁶ 海上自衛隊情報業務群（現・艦隊情報群）司令1等海佐が、既に退職した元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らしたことが判明した。同事案を受け、防衛省においては、令和4年12月26日、再発防止に関する防衛大臣指示を发出するとともに、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会を設置した。

¹⁷ 防衛省（防衛政策局）から、事案の概要、再発防止策等について説明が行われた。前掲注16参照

¹⁸ 後掲資料参照。なお、衆議院情報監視審査会は、令和5年1月20日に本審査会と同様に勧告等を決定した。

¹⁹ 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁

²⁰ 平成10年8月の北朝鮮によるミサイル発射を契機として、内閣情報官直下の内閣情報調査室に設立された。外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報を収集することを目的として、情報収集衛星システムの開発・運用及び画像情報の収集・分析等を行っている。

定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」²¹が提出されたことを踏まえ、当該措置について、防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。また、新たに発覚した特定秘密の不適切な取扱い事案²²についても、併せて説明を聴取し、質疑を行った。その後、これまでの調査を踏まえ、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

4. 調査における主な質疑

審査会の年次報告書では、審査会の会議が原則非公開であることを踏まえ、議論のやり取りについて、政府の説明と委員の質疑の概要にとどめ、政府の答弁は掲載していない。以下、報告書に記載されている主な質疑事項を時系列に沿って紹介する。あわせて、委員派遣の概要も紹介する。

（1）政府の年次報告等についての説明聴取・質疑

令和4年10月28日、高市国務大臣から、政府の年次報告（令和4年6月）について概要説明を聴取した。

続いて11月2日、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密を指定している12行政機関における指定の理由の具体的な点検方法、特定秘密文書を保有していない経済産業省が特定秘密の指定を続けることの是非、適性評価に関する改善事例として想定されるもの等について質疑が行われた。

あわせて、内閣官房（内閣情報調査室）から、審査会の年次報告書（令和3年12月及び令和4年6月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例の研究及び各行政機関への情報提供の進捗状況²³、指定の解除条件の設定に係る審査会の指摘等を踏まえた政府の対応²⁴等について質疑が行われた。

また、同日、内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（令和4年6

²¹ 後掲資料参照。なお、防衛省は、再発防止検討委員会の検討を経て、令和5年3月31日、事案の要因及び衆・参両院から受けた勧告の内容を踏まえ、再発防止措置を策定した。

²² 令和2年3月、特定秘密を取り扱うことが許可されていないパソコンに特定秘密を含む資料が電子データとして保存されていることが発見された。また、令和3年3月、令和4年7月及び令和5年1月に、いずれも特定秘密を取り扱うことが許可されていないパソコンで特定秘密を取り扱い、特定秘密を含んだ資料をメールで送信した不適切な事案が確認された。いずれの事案も、直ちに省内の通信監査により検知され対処したことから、部外への情報流出はないとされる。さらに、令和4年10月に特定秘密文書85件(全て複製物)が、令和5年1月に特定秘密文書6件(全て複製物)が、いずれも担当者の誤った認識の下、文書管理に関する所定の手続を経ずに誤廃棄されていたことが確認された。

²³ 審査会の年次報告書（令和4年6月）において、「不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、…秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。」と指摘している。

²⁴ 審査会の年次報告書（令和4年6月）において、「…（解除条件の）設定件数の増加を促す取組を進めること。」と指摘している。また、第11回情報保全諮問会議（特定秘密保護法の適正な運用のため、有識者が内閣総理大臣に対し意見を述べる場として平成26年1月14日に設置）において、有識者から、「…5年の有効期間を設定する場合には、指定を解除すべき条件を設定することを原則化すべき」との意見が述べられている。

月)の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、防衛省において特定秘密でない情報のみが記録された文書に特定秘密の表示がされていた事案²⁵に関し、その原因及び詳細な経緯について質疑が行われた。

(2) 特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

令和5年2月2日、令和4年12月に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案が特定秘密保護法施行以来初の漏えい事案であることを重く受け止め、防衛省(防衛政策局)から、特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、我が国に秘密情報を提供している各国に対し、事案の概要や今後の対策を丁寧に説明する必要性、本事案における情報提供の運用基準上の位置付け、退職自衛隊員への情勢ブリーフィングの実施状況等について質疑が行われた。

(3) 特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況についての説明聴取・質疑

令和5年2月2日及び7日、令和3年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

図表3 令和3年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関の指定等の件数

行政機関名	令和3年中				令和3年末時点	
	指定	指定の解除	指定の有効期間の延長	指定の有効期間の満了	指定	特定秘密文書の保有
国家安全保障会議	1	0	1	0	8	0
内閣官房	8	0	8	0	102	144,416
警察庁	4	0	4	0	45	39,389
総務省	0	0	2	0	11	52
法務省	0	0	0	0	1	3
出入国在留管理庁	0	0	0	0	1	3
公安調査庁	4	0	4	0	30	25,441
外務省	1	0	1	0	41	133,116
経済産業省	0	0	0	0	4	0
海上保安庁	1	0	3	0	22	22,266
防衛省	29	2	18	1	375	205,454
防衛装備庁	1	0	1	0	19	300
合計	49	2	42	1	659	570,440

(注) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数(内閣官房の保有件数の内数)として計上されている。

(出所) 政府の年次報告(令和4年6月)を基に参議院情報監視審査会事務局において作成

²⁵ 内閣府独立公文書管理監は、令和4年3月23日、特定秘密の記録とその表示の検証・監察において、防衛省で同事案を確認し、是正の求めを行った。これを受け、防衛省は、同月28日に当該表示を全て抹消した旨を同管理監に報告した。

委員からは、審査会の役割を踏まえ、各行政機関における特定秘密の指定等が運用基準及びその趣旨に沿ったものとなっているかという観点からの質疑が数多く行われた。

例えば、特定秘密の指定に関しては、特定秘密に指定された情報の具体的内容、ある行政機関が別の行政機関に提供した情報を提供元及び提供先の双方で特定秘密として指定する必要性、今後の指定の見込み等について、特定秘密の保護・管理に関しては、特定秘密文書持ち出し事案²⁶を受けた文書管理や職員等の教育等の状況、自衛隊の各部隊における特定秘密文書の具体的な管理方法、電磁的記録として保管される特定秘密文書の管理の在り方等について、適性評価に関しては、適合事業者²⁷の従業者に対する適性評価の実施方法、外務省が特定秘密を提供する適合事業者の概要等について質疑が行われた。

このほか、情報収集や文書管理等における特定秘密保護制度導入の効果、内閣官房が保有する国家安全保障会議が指定する特定秘密が記録された文書の件数を公表する必要性、特定秘密保護制度の改善の必要性等について質疑が行われた。

（４）委員派遣の実施

令和５年２月２１日には、審査会における調査の一環として、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。

同センターでは、始めに会議室において、内閣衛星情報センターの概要説明を聴取し、次いで、開発業務及び情報収集衛星に係る暗号について、説明を聴取した。

その後、シールドルーム²⁸等へ移動し、まず、特定秘密の保全状況について、特定秘密文書を保管する金庫の視察を行うとともに、説明を聴取した。次に、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら²⁹、暗号、管制業務、分析業務及び特定秘密文書の印刷管理について、それぞれ説明を聴取した。

最後に、会議室において、これまでの説明等を踏まえ、衛星画像情報の分析に係る知見の蓄積方法、衛星コンステレーション³⁰に対する評価、特定秘密の電磁的記録の管理の在り方、宇宙デブリによる情報収集衛星への影響、情報収集衛星を有する諸外国との関係、人材育成に関する外国の知見の活用、機密情報の取得を目的として職員に接触してくる外国人への対策、北朝鮮のミサイル発射情報の取扱い、職員の勤務環境の改善に向けた取組等について質疑が行われた。

²⁶ 令和３年９月に、病死した内閣情報調査室の職員の自宅で特定秘密文書15件が発見され、当該職員が特定秘密文書を自宅に持ち帰っていたことが判明した事案。

²⁷ 行政機関の長は、指定をした場合において、適合事業者（物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの）に当該指定に係る特定秘密を保有させることができることとされている（特定秘密保護法第５条第４項）。

²⁸ 電磁波の外部からの侵入と外部への漏えいがないよう設計・施工された部屋のこと。

²⁹ 「画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報」（19件）、「情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報」（６件）及び「情報収集衛星に係る暗号に関する情報」（２件）

³⁰ 中・低軌道に打ち上げた多数の小型非静止衛星を連携させて一体的に運用するシステム。

(5) 防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置についての説明聴取・質疑

令和5年4月19日には、まず、同月11日に防衛大臣から、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、当該措置について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。また、新たに発覚した特定秘密の不適切な取扱い事案についても、併せて説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、今後の再発防止に向けた決意、不適切事案発生時の本審査会への速やかな報告、漏えい事案の概要や今後の対策についての各国に対する説明状況、元防衛省職員に対し、立場を利用して秘密情報の提供を要求しないよう周知するための具体的方法、特定秘密文書の廃棄に係る誤解しやすい規定や運用上の注意点の周知状況等について質疑が行われた。

(6) これまでの調査を踏まえた締めくくり的な質疑

上記に引き続き、令和5年4月19日には、これまでの調査を踏まえ、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

高市国務大臣に対しては、特定秘密の漏えいを運用基準上の通報の対象とするよう通報制度の改善を検討する必要性、情報保全業務等に関する研修を定期的・省庁統一的に実施するなど一歩踏み込んだ対策を検討する必要性、特定秘密漏えい事案を受けて防衛省が策定した再発防止策を特定秘密保護制度全体に普遍化することの必要性等について質疑が行われた。

内閣府独立公文書管理監に対しては、令和4年度に実施した検証・監察の実効性・効率性に係る認識、令和3年度に検証・監察の処理速度が急上昇した理由、漏えい事案に係る実地調査の必要性、検証・監察体制についての課題や問題意識等について質疑が行われた。

5. 主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘があった。これらの指摘を踏まえ、本報告書では以下の4項目について政府に適切な対応を求めている。

年次報告書（令和5年6月）における「主な指摘事項」

〔漏えい事案の再発防止のための統一的な研修等の検討〕

- 防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないように、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。

〔漏えいを通報の対象とする通報制度の改善の検討〕

- 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。

〔検証・監察の体制及び手法の継続的な改善〕

- 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。

〔漏えい等の不適切事案発覚後の検証・監察の実施〕

- 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。

(注) 各指摘事項に付した見出しは参議院情報監視審査会事務局による。

6. おわりに

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中、「情報」の重要性は一段と高まっている。政府は、関係国との間で情報交換を含む連携の強化に取り組んでおり、例えば、令和5年6月の日米韓防衛相会談では、北朝鮮のミサイル警戒情報をリアルタイムで共有するためのメカニズムを年内に開始することについて合意したほか、我が国の宇宙安全保障上の目標とアプローチ等を内容とする「宇宙安全保障構想」(令和5年6月13日宇宙開発戦略本部決定)では、宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保を実現するため、米国、英国、豪州及びカナダが共同運用する連合宇宙運用センター³¹等への参加を目指す方針が示されている。

こうした情報交換が緊密に行われるためには、我が国の情報保全体制に対する信頼が前提となるが、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を始め様々な不適切事案が続発する状況は、関係国からの信頼を失い、ひいては、我が国の安全保障に著しい影響を及ぼしかねない。

審査会には、政府が、勧告や主な指摘事項等を重く受け止め、不適切事案の再発防止が徹底されるよう、引き続き厳しく監視していくことが求められる。

³¹ 地上や宇宙空間の観測機器などでスペースデブリや各国の衛星を監視し、各国政府や衛星事業者に提供するアメリカ国防省の機関(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構追跡ネットワーク技術センターホームページ<<https://track.sfo.jaxa.jp/soraorbito/nakamura.html>>)。

【資料】「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」及び「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」
(抜粋)

<p>「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」 (令和5年2月2日 参議院情報監視審査会決定)</p>	<p>「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」 (令和5年4月11日 防衛大臣より提出)</p>
<p>次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。</p>	
<p>1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。
<p>2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。
<p>3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。
<p>4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。
<p>5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。
<p>6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。
<p>7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事案が生じたことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣連達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について(防防調(防)第181号。令和5年3月31日)」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。